

郡山市公共建築物等木材利用促進事業事務取扱要領

令和4年7月29日制定
令和5年9月5日一部改正
令和6年5月16日一部改正
令和7年4月1日一部改正
〔農商工部農林基盤整備課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市森林環境譲与税基金を活用し、市が管理する公共建築物等の木造化・木質化を促進するための事業（以下「基金事業」という。）の事務取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 基金事業の対象経費等は別表1のとおりとする。

2 前項について、国又は県の補助、起債、地方交付税措置等の対象となる施設整備等は、除くものとする。

(実施計画書の提出)

第3条 基金事業を実施しようとする所属長は、農林基盤整備課長が別に通知する期限までに、木材利用促進事業実施計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、農林基盤整備課長へ提出しなければならない。

- (1) 設計書又は見積書の写し
- (2) 図面（位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図又は製品図面と製品仕様書）の写し
- (3) 現況写真
- (4) チェックリスト（第2号様式）
- (5) その他必要な書類

(基金事業の認定)

第4条 農林基盤整備課長は、前条の規定による計画書の提出があったときは、これを審査し、適当と認められる施設整備等について、予算の範囲内で基金活用額の認定を行い、木材利用促進事業認定通知書（第3号様式）により所属長へ通知する。

(基金事業認定の条件)

第5条 農林基盤整備課長は、基金事業の認定をする場合において、当該認定の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 認定事業の内容の変更又は基金活用認定額に増額を生じる変更をしようとする場合においては、速やかに農林基盤整備課長の承認を受けること。
- (2) 認定事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに農林基盤整備課長の承認を受けること。
- (3) 認定事業が予定の期間内に完了しない場合又は認定事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農林基盤整備課長に報告してその指示を受けること。
- (4) 総務省で作成した森林環境税ロゴマークを活用した森林環境税の制度の周知広報に努めること。
- (5) その他必要と認める条件

(認定前の事業着手)

第6条 所属長は、第3条の規定による実施計画書提出後において、次の各号のいずれにも該当するときは、基金事業の認定前に当該事業に着手することができる。

- (1) 当該事業の着手が認定後に行われることにより事業の完了時期が予定より相当遅れ、その事業の効果が直ちに発生せず、翌年まで遊休化するおそれのあると認められるとき又は気象等の関係から直ちに着手する必要があると認められるとき。
- (2) 所属長が次の条件のいずれも承諾していること。
 - ア 事業着手後であっても基金活用予定額に達していない基金活用認定額の決定がされる場合があること。
 - イ 事業着手から基金活用認定額の決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。
 - ウ 事業着手後に天災、地変等により損失を生じた場合は、自己の負担により復旧すること。

(基金事業内容の変更等の手続)

第7条 第4条の規定による認定を受けた所属長が、第5条第1項第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、木材利用促進事業変更等計画書(第4号様式)に変更等の内容を明らかにする書類を添えて、農林基盤整備課長へ提出しなければならない。

2 農林基盤整備課長は、前項に規定する変更等計画書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めた場合に、木材利用促進事業変更等承認通知書(第5号様式)により所属長へ通知する。

(実績報告)

第8条 所属長は、基金事業が完了したときは、事業の完了した日から30日以内又は認定通知のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに木材利用促進事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、農林基盤整備課長へ提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 検査調書の写し
- (3) 実施状況写真(施工前、施工後が分かるもの)
- (4) その他必要な書類

(認定額の確定)

第9条 農林基盤整備課長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、これを審査し、当該事業の成果が認定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、活用すべき基金の額を確定し、木材利用促進事業認定額確定通知書(第7号様式)により対象所属長へ通知する。

2 前項の規定にかかわらず、既に通知している認定額と確定額が同額の場合は、通知を省略することができる。

附 則

この要領は、令和4年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

| 対象内容 | 対象経費 | 採択基準 |
|------------|---|--|
| 木造化工事 | 建築物の新築又は増改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用する際の木工事費 | 以下の要件を満たすものであること。 1 木材の使用基準（別表2）を満たした木材利用がなされていること。 |
| 木質化工事 | 建築物の新築、増改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用する際の木工事費 | 2 木材利用の良さがアピール出来るものであること。 |
| 外構等における木質化 | 木柵や木製階段等の新設、改築又は修繕に要する木工事費 | 3 市において設置後の維持管理体制が整っていること。 |
| 物品における木質化 | 木製品（机、椅子、教卓、本棚、テーブル、ベンチ等の備付けの木製品）の導入に要する経費 | |

※木工事費については、木材の原材料費、加工費、運搬費を対象とし、基礎工事費や足場仮設費等は対象外とする。
また、新材を利用する場合のみ対象とし、廃材を再利用する場合は対象外とする。
なお、木造化・木質化工事の原材料については、内装材の外、外壁材や構造材等を含む。

別表2

| 使用部位 | | 木材の使用量 |
|--------|----|--------------------------------------|
| 木造化 | | 延床面積1平方メートル当たり0.07立方メートル以上 |
| 内装等木質化 | 内装 | 内装工事を実施する延床面積1平方メートル当たり0.007立方メートル以上 |
| | 外壁 | 延床面積1平方メートル当たり0.4平方メートル以上 |
| 外構等 | | 総材量のうち80パーセント以上 |

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日
号

農林基盤整備課長

長

年度木材利用促進事業実施計画書

次の事業について、郡山市森林環境譲与税基金の活用を図りたいので、郡山市公共建築物等木材利用促進事業事務取扱要領第3条の規定により提出します。

| | | | | |
|----------|----|--|----|--|
| 事業名 | | | | |
| 施行場所 | | | | |
| 総事業費 | 円 | | | |
| 基金活用予定額 | 円 | | | |
| 事業の内容 | | | | |
| 着手・完了予定日 | 着手 | | 完了 | |
| 添付書類 | | | | |
| 備考 | | | | |

第2号様式（第3条関係）

年度木材利用促進事業実施計画に係るチェックリスト

| チェック項目 | 提出者確認 | 審査者確認 |
|---|-------|-------|
| <p>1 必要書類は揃っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 ・設計書又は見積書（写） ・図面（位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図面又は製品図面と製品仕様書）（写） ・現況写真 ・その他 | □ | □ |
| <p>2 採択基準を満たしているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の使用基準を満たした木材利用がなされているか ・木材利用の良さがアピール出来るものであるか ・設置後の維持管理体制は整っているか | □ | □ |
| <p>3 基金活用予定額に間違いはないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木工事費については、木材の原材料費、加工費、運搬費のみ対象 ・木造化・木質化工事の原材料については、内装材の外、外壁材や構造材等を含む | □ | □ |
| <p>4 記載内容に間違いはないか</p> | □ | □ |

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

長

農林基盤整備課長

年度木材利用促進事業認定通知書

年 月 日付け（文書の記号）第 号で提出のあった実施計画に関し、次のとおり認定することとしたので、郡山市公共建築物等木材利用促進事業事務取扱要領第4条の規定により通知します。

| | |
|---------|---|
| 事 業 名 | |
| 基金活用認定額 | 円 |
| 認定条件 | |
| 備 考 | |

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

農林基盤整備課長

長

年度木材利用促進事業変更等計画書

年 月 日付け（文書の記号）第 号による木材利用促進事業認定通知に係る事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、郡山市公共建築物等木材利用促進事業事務取扱要領第7条の規定により提出します。

| | | | | |
|--------------|-------------|---|---------|---|
| 事業名 | | | | |
| 総事業費 | 変更前 | 円 | 変更後 | 円 |
| 基金活用認定額 | 既に通知を受けている額 | 円 | 変更後の見積額 | 円 |
| 変更（中止・廃止）の内容 | | | | |
| 添付書類 | | | | |
| 備考 | | | | |

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

長

農林基盤整備課長

年度木材利用促進事業変更等承認通知書

年 月 日付け（文書の記号）第 号で提出のあった変更等計画に関し、次のとおり承認することとしたので、郡山市公共建築物等木材利用促進事業事務取扱要領第7条の規定により通知します。

| 事業名 | | | | | |
|-------|----------------------------------|-----|---|-----|---|
| 変更の承認 | 基金活用認定額 | 変更前 | 円 | 変更後 | 円 |
| | 認定条件 | | | | |
| 中止の承認 | 年 月 日から 年 月 日まで認定事業を中止することを承認する。 | | | | |
| 廃止の承認 | 認定事業を廃止することを承認する。 | | | | |
| 指示事項等 | | | | | |

第6号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

農林基盤整備課長

長

年度木材利用促進事業実績報告書

郡山市公共建築物等木材利用促進事業事務取扱要領第8条の規定により、その成果を次のとおり報告します。

| | | | | |
|---------|-------------|---|-------|---|
| 事業名 | | | | |
| 施行場所 | | | | |
| 総事業費 | 計画額 | 円 | 確定額 | 円 |
| 基金活用認定額 | 既に通知を受けている額 | 円 | 確定見積額 | 円 |
| 着手・完了日 | 着手 | | 完了 | |
| 認定事業の成果 | | | | |
| 添付書類 | | | | |
| 備考 | | | | |

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

長

農林基盤整備課長

年度木材利用促進事業認定額確定通知書

年 月 日付け（文書の記号）第 号で提出のあった実績報告に関し、認定すべき基金の活用額を次のとおり確定したので、郡山市公共建築物等木材利用促進事業事務取扱要領第9条の規定により通知します。

| 事 業 名 | | |
|-------------|--------------------|---|
| 基金活用 認定額 | 確 定 額 (A) | 円 |
| | 既 通 知 額 (B) | 円 |
| | 増 減 額 (A) - (B) | 円 |
| 指 示 事 項 等 | | |